

小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網漁業））

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類及び地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第3種漁業 貝けた網漁業 （木曾三川しじみ貝けた網漁業）	木曾川の基点1とアの各点を結んだ直線（三重共第1号漁場上流側境界線）より上流の水域 基点1 桑名市長島町殿名木曾川堤防上旧石標 ア 基点1から62度58分40秒の方位線と対岸との交点	1月1日から 12月31日まで	260kW（60馬力） 以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	5トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	77	木曾岬町及び桑名市に住所を有する漁業者又は漁業従事者
	木曾川の基点1とアの各点を結んだ直線（三重共第1号漁場上流側境界線）より上流及び揖斐川・長良川の基点2とイの各点を結んだ直線（三重共第2号漁場上流側境界線）より上流の水域 基点1 桑名市長島町殿名木曾川堤防上旧石標 基点2 桑名市住吉町住吉神社鳥居脇漁業権基標 ア 基点1から62度58分40秒の方位線と対岸との交点 イ 基点2から46度59分40秒の方位線と対岸との交点					桑名市に住所を有する漁業者又は漁業従事者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和6年2月6日から同年3月5日まで

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

- (1) 噴射式ポンプを備えた桁は使用してはならない。
- (2) 桁を引き寄せる漁法は用いてはならない。
- (3) 正午から日の出までの間は操業してはならない。
- (4) その他、操業区域で合意されている操業規程を遵守しなければならない。